

平成 24 年度第 6 回理事会議事録

日 時 平成 25 年 3 月 13 日（水） 14:00～

場 所 日本体育協会 理事・監事室

出席者 <理事>

張富士夫会長、佐治信忠、森正博の各副会長、
岡崎助一専務理事、泉正文常務理事、
臼井秀明、宇津木妙子、大野敬三、勝田隆、川口三三夫、
坂口和隆、篠宮稔、下岡博司、田中道博、橋本俊和、林辰男、
原田俊、樋口久子、福島修、不老浩二、横川浩、横嶋信生の各理事

<監事>

中村正彦、村田芳子の各監事

理事総数 28 名、うち出席 23 名で、定款第 37 条に基づき理事会成立。

議事に先立ち、平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東日本大震災」から 2 年が経過し、お亡くなりになられた方々のご冥福を祈り黙祷を捧げた。

その後、定款第 34 条により、張会長が議長となり議事に入った。

議 案

第 1 号 平成 25 年度事業計画及び予算について

(岡崎専務理事、川口事務局長)

平成 25 年度事業計画は、「Ⅰ. 事業方針」、「Ⅱ. 事業内容」及び「Ⅲ. 組織運営及び財政の確立」を柱として作成した。

「Ⅰ. 事業方針」については、本会創立 100 周年を期に公表した「スポーツ宣言日本～21 世紀におけるスポーツの使命～」に謳う「スポーツの使命」の実現に向け、関係機関・団体と連携していく。

また、「スポーツ基本法」の施行や「スポーツ基本計画」の策定などのスポーツを取り巻く様々な動向、「スポーツ宣言日本」の趣旨を踏まえ、「スポーツ振興 2008」の見直しを行い、本年 6 月を目途に「21 世紀の国民スポーツ推進方策—スポーツ推進 2013—」を策定する計画としていることから、平成 25 年度当初は「スポーツ振興 2008」を基本としつつ、「スポーツ推進 2013」策定後は、示された課題の達成に向けて、各種事業を積極的に推進する。

さらに、昨今のスポーツ現場における暴力行為等問題への対応として、

スポーツ界が一丸となった「暴力行為等根絶」に向けた積極的な取り組みを行う。

「Ⅱ．事業内容」について、「国民体育大会等開催事業」は、国民体育大会開催事業、日本スポーツマスターズ大会開催事業を、従前通り実施する計画とした。

両大会の実施にあたっては、自然環境に配慮した大会運営を推進するなど、環境との共生を基盤とした持続可能な社会の構築に向けた取り組みを積極的に行うこととしている。

「スポーツ指導者・組織育成事業」は、指導者養成事業及び研修事業を中心とした諸事業を推進し、スポーツ指導者の養成と資質向上に努め、その活用及び活動の促進を図るとともに、各種講習会・研修会等を通して、公認スポーツ指導者及び関係者に対し、スポーツ指導における暴力行為等の根絶に向けた啓発活動を行っていく。

また、総合型地域スポーツクラブ育成事業に取り組むほか、都道府県体育協会及びスポーツ少年団組織の整備・強化に取り組む計画とした。

なお、東日本大震災復興支援事業については、平成23年度から実施しております「スポーツこころのプロジェクト」をはじめ、スポーツ少年団登録料及び国民体育大会参加者負担金の免除について、引き続き実施を計画としている。

本事業では、国民一人ひとりの多様なスポーツへの関わりに配慮し、人々がスポーツに参画できるよう総合型クラブの運営やスポーツ少年団活動の充実を図るとともに、人々のスポーツへの関わりを支援していく、より質の高いスポーツ指導者の育成を充実することに取り組む他、誰もが容易にスポーツに参加できる環境を整え、スポーツを核とした新しい地域社会（コミュニティ）の構築に向けた組織基盤の整備に取り組んでいく。

「国民スポーツ推進PR事業」は、広報資料作成事業をはじめ、小・中学生向けスポーツニュース配信事業などの5事業に取り組む計画とした。特に広報活動の推進にあたっては、本会「広報規程」及び「広報活動基本方針」に基づく積極的な広報活動を通して、本会のブランディング向上を目指す。

本事業では、「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーン事業の積極的な実施を通じて、フェアプレー精神が周知・理解され、全国各地で、人々の相互尊敬や相互理解を推し進め、スポーツによる社会貢献活動の醸成に努める。

「スポーツ顕彰事業」は、公認スポーツ指導者表彰事業をはじめ日本スポーツグランプリ顕彰事業などの4事業を、従前同様実施する計画と

した。

「スポーツ国際交流事業」は、従前同様のアジア地区スポーツ交流事業及び日独スポーツ交流事業を実施する計画とした。

「青少年スポーツ育成事業」は、スポーツ少年団の更なる発展を図る諸事業を推進するとともに、青少年層のスポーツ参加の促進を図る事業を通じて、子どもの体力向上に寄与する計画とした。

また、各種講習会・研修会等を通して、スポーツ少年団指導者及び関係者に対し、資格取得の奨励をはじめ、スポーツ少年団活動における暴力行為等の根絶に向けた啓発活動を行っていく。

「スポーツ医・科学研究調査事業」は、スポーツ医・科学研究事業としての諸事業を実施する他、ドーピング検査等実施事業として、日本アンチ・ドーピング機構及び加盟団体と協力・連携して継続実施するとともに、国民体育大会ドーピング検査とドーピング防止教育・啓発活動を推進していく計画とした。

「スポーツ会館管理運営事業」、「マーケティング事業」、「出版物等販売事業」については、計画のとおり各事業に取り組むこととした。

「その他本会が推進する事業」は、本会と関連する各種団体と連携・協力して各事業に取り組むこととした。

「Ⅲ．組織運営及び財政の確立」は、これまで説明した各種事業の推進にあたり、本会内に設置した各委員会を中心に、事業の企画・立案、実施方法等の確立を図るとともに、各種事業の遂行に際しては、加盟団体、日本オリンピック委員会をはじめとする各体育・スポーツ関係団体とも、より一層の連携を図ることとした。

一方、現在の社会状況の下、財源の確保が非常に難しい状況であることから、国、JKA、日本馬主協会連合会、日本スポーツ振興センター、財界等へ本会の推進する諸事業の重要性について、より理解を得るための働きかけを積極的に行い、できる限りの援助を強く要請することとした。

平成 25 年度予算について、「収支予算書」、「収支予算書総括表」、「損益計画ベースの収支予算書」を提示、総括的な説明として参考資料をもとに、次のとおり説明。

収入の部の「補助金等収入」は、「文部科学省委託金収入」において、委託事業の実施予定がないため収入計上していない。「競輪公益資金補助金収入」において、補助事業区分における上限金額設定されたことにより、補助事業を見直したことから減額となった。「日本馬主協会連合会助成金収入」において、平成 24 年度実績額を計上したことによって減

額となった。「スポーツ振興基金助成金収入」において、「全国スポーツ少年大会」を振り替えたことにより増額となった。「スポーツ振興くじ助成金収入」において、「総合型地域スポーツクラブ創設支援事業」、「総合型地域スポーツクラブ自立支援事業」及び「総合型地域スポーツクラブマネジャー設置支援事業」の対象クラブ数の減等に伴い減額となった。「ミズノスポーツ振興財団助成金収入」において、日本スポーツ少年団創設 50 周年記念事業等の終了に伴い減額となった。「補助金等収入」は総額で 5 億 1 千 5 百 7 万 2 千円減の 35 億 4 千 1 百 42 万 7 千円を計上した。

「寄付金収入」は、「財界等寄付金収入」及び「一般寄付金収入」において、2020 年東京オリンピック・パラリンピック招致の寄付金収入を見込み、総額で 9 億 2 千 1 百 72 万 8 千円増の 12 億 7 千 5 百 47 万 6 千円を計上した。

「事業収入」は、「事業負担金収入」の減額を見込んだが、「審査料、認定料収入」、「広報出版事業収入」、「協賛金収入」の増額をそれぞれ見込み、総額で 4 千 1 百 57 万 8 千円増の 14 億 5 千 8 百 94 万 4 千円を計上した。

「特定資産取崩収入」は、スポーツ少年団創設 50 周年記念事業終了、都道府県組織基盤整備事業の縮小に伴う特別事業引当特定資産の取崩し額の減により、総額で 9 千 2 百 17 万 7 千円減の 1 億 1 千 6 百 32 万 3 千円を計上した。

以上、平成 25 年度収入総額は、24 年度に対して 3 億 7 千 3 百 67 万 5 千円増の 72 億 8 千 6 百 28 万 2 千円を計上した。

支出の部の「事業費」の予算額は、24 年度に対して、総額で 3 億 3 千 7 百 30 万 2 千円増の 70 億 4 千 4 百 58 万 4 千円を計上した。

「スポーツ指導者・組織育成事業」は、スポーツ振興くじ助成事業の「総合型地域スポーツクラブ自立支援事業」、「総合型地域スポーツクラブ創設支援事業」及び「総合型地域スポーツクラブマネジャー設置支援事業」のクラブ数の減はあるものの、2020 年東京オリンピック・パラリンピック招致にかかる免税募金交付金の増額を見込み、6 億 2 千 9 百 59 万 2 千円増の 48 億 5 千 1 百 6 万 8 千円を計上した。

「青少年スポーツ育成事業」は、文部科学省委託事業「子どもの体力向上啓発事業」の終了に伴い、1 億 9 千 1 百 98 万 4 千円減の 2 億 2 千 7 百 80 万 5 千円を計上した。

「スポーツ医・科学研究調査事業」は、「高齢者の元気長寿支援プログラム開発事業」、「東京オリンピック記念体力測定事業」の終了に伴

い、1千43万2千円減の1億1千9百87万6千円を計上した。

「日本体育協会特別記念事業」は、「日本スポーツ少年団50周年記念事業」の終了に伴い計上していない。

「公益事業共通」は、昨年度まで管理費として計上していた租税公課、支払利息、人件費等を新たに按分計上したことにより1億7千4百3万7千円を計上した。

「出版物等販売事業」は、公認スポーツ指導者の講習・試験免除適応コース承認校の増加による各種教本の作成数増加を見込み、2千4百7万2千円増の5千9百21万3千円を計上した。

「収益事業共通」は、租税公課、支払利息、人件費等を按分計上したことにより、3百66万5千円を計上した。

「管理費」は、公益事業共通、収益事業共通への按分計上の他、人件費、事務諸費等の減額により、1億3千9百96万5千円減の1億6千8百85万7千円を計上した。

「特定資産取得支出」は、日本スポーツ少年団創設50周年事業終了、都道府県体育協会組織基盤整備事業の減額、会館修繕の引当資産の計上をしないことにより、総額で8千6百16万円減の6千2百34万1千円を計上した。

以上、平成25年度支出総額は、24年度に対して2億8千8百87万9千円増の72億8千6百28万2千円を計上した。

最後に、短期借入金限度額について、スポーツ振興くじ助成事業が28億円を越す事業費総額となり、平成25年度期中における本会運転資金の不足が見込まれるため、この対応準備として平成24年度と同額の20億円としたい旨併せて説明。

以上、平成25年度事業計画及び予算並びに短期借入金限度額について諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

なお、本件は評議員会への付議事項であることから、来る3月27日開催の臨時評議員会に諮ることとした。

【佐治副会長】

収入の部において、寄付金収入の大幅な増額が見受けられるが、大きな問題はないか。

【川口事務局長】

一般寄付金については加盟団体からの寄付、財界等寄付金については東京招致に係る寄付金が主である。これについては本会にて一旦寄付金を預かり、該当団体へ交付するという形となっている。従

って、その収入を計上するとともに、支出において免税募金交付事業として各団体に交付することとなる。

【佐治副会長】

想定されている寄付金は確実に入るのか、という意味では大丈夫なのか。

【岡崎専務理事】

本寄付金を集める主体は東京 2020 オリンピック・パラリンピック招致委員会ですので、同委員会との話し合いの中で、同委員会が想定する金額を計上している。この金額が確実に入るかどうかはわからない。非常に流動的な部分である。

【田中理事】

キャッシュフローベースによる説明をいただいたが、公益財団法人になると正味財産の増減ベースでの説明が必要はらず。特定預金の収支や減価償却といったところが、正味財産増減では反映されており、来年度予算では、この結果正味財産が 5,700 万円マイナスになるという予算になっている。このあたりは捕捉で説明をいただき、理事の方にご理解いただいていた方が良いと思われるが。

【川口事務局長】

先ほど説明した収支予算書では、収入と支出の計上であったが、損益計算ベースでの収支予算書は収益と費用の計上となっているため、減価償却費や退職給付費、賞与引当費等を計上したことにより、経常・経常外の収益と費用の差が、5 千 7 百 76 万 4 千円減となり、正味財産が同額減額となっている。この点については、平成 24 年度決算にて、理事会のご承認をいただくとともに、平成 25 年度第一次補正予算において補正し、正味財産の減額が生じないようにしてまいりたい。

第 2 号 定款及び関係規程の変更について (川口事務局長)

評議員については、定款第 5 章「評議員」第 16 条において、現行では、「この法人に評議員 106 名以上 120 名以内を置く。」と規定されている。その内訳については、評議員及び役員選任規則第 2 条で「(1)各加盟団体を母体とし評議員会が推薦するもの 106 名以内、(2)理事会が推薦する学

識経験者 14 名以内」とも規定されている。

現行の定款を制定した平成 23 年 4 月時点では、本会加盟団体は、競技団体 55 団体、都道府県体育協会 47 団体、関係スポーツ団体 4 団体の計 106 団体であったが、その後、平成 23 年 6 月に日本バイアスロン連盟、平成 24 年 6 月には日本スポーツチャンバラ協会が新たに加盟し、平成 25 年 3 月現在、競技団体 57 団体、都道府県体育協会 47 団体、関係スポーツ団体 4 団体の計 108 団体となった。

さらに、本日新規に加盟する団体について審議するとともに、現在、加盟申請を希望している競技団体がある。

以上のように、本会への加盟団体の増加傾向を考慮すると、現行の定款及び規則の定数では、新たな加盟団体を母体とした評議員を選出することが困難となることから、定款第 16 条に定める「この法人に評議員 106 名以上 120 名以内を置く。」記載内容を変更し、評議員定数の上限を 130 名以内とする評議員の増員と定款変更に伴う附則 7 の追記について諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

なお、本件は評議員会への付議事項であることから、来る 3 月 27 日開催の臨時評議員会に諮ることとした。

第 3 号 本会への加盟申請団体について (岡崎専務理事)

去る 1 月 24 日に、「一般財団法人日本ドッジボール協会」から本会に提出された加盟申請書に基づき、去る 2 月 6 日開催の平成 24 年度第 2 回「加盟・栄典部会」において審査した結果、「全国統括団体としての資格」ならびに「組織機構の内容」等において、本会が示す加盟団体基準を満たしていることを確認した旨を説明。

については、「一般財団法人日本ドッジボール協会」を加盟団体とすることについて諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

次に、去る 12 月 25 日に、「公益財団法人全国高等学校体育連盟」から本会に提出された加盟申請書に基づき、去る 2 月 6 日開催の平成 24 年度第 2 回「加盟・栄典部会」において審査した結果、本会が示す加盟団体基準を満たしていることを確認した旨を説明。

については、「公益財団法人全国高等学校体育連盟」を加盟団体とすることについて諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

なお、本件については、定款第 7 条により、来る 3 月 27 日開催の定時評議員会において、審議願うこととした。

第4号 スポーツ界における暴力行為根絶への対応について

(岡崎専務理事)

スポーツ界における暴力行為等については、1月8日に大阪の高等学校で起きた問題が発覚した後、1月29日に柔道女子日本代表監督による代表選手への暴力問題が発覚した。それに対して2月5日には、文部科学大臣メッセージ「スポーツ指導における暴力根絶へ向けて」が公表された。

そのような中、本会では暴力行為根絶に向け、以下の通り対応を行ってきた。

- 1月21日、大阪の桜宮高校バスケットボール部員の問題に対応して、加盟団体に対し、張会長名による「スポーツ指導者の指導対応について」の通知文を発信した。
- 2月7日、文部科学大臣メッセージ公表後、加盟団体に対し、張会長名による「スポーツ指導における暴力根絶への対応について」の通知文を、再度発信した。
- 2月14日、公認スポーツ指導者に対して、指導者育成専門委員会監物委員長名により「スポーツ指導現場における暴力根絶について」のメッセージを発信した。
- 2月25日、スポーツ少年団関係者に対して、日本スポーツ少年団坂本本部長名により「スポーツ少年団を支える皆様へ—活動現場から暴力を根絶しよう—」のメッセージを発信した。
- 2月25日、暴力行為根絶に向けた「張会長のメッセージ」を、改めて加盟団体等に対して発信した。
- 指導者育成専門委員会では、2月12日に臨時委員会を開催し、今後の対応を検討するとともに、2月28日には「公認スポーツ指導者養成団体緊急連絡会議」を開催し、全団体の総意として暴力行為根絶の決議を行った。
- なお、張会長、指導者育成専門委員会監物委員長及び日本スポーツ少年団坂本本部長のメッセージにつきましては、本会ホームページに掲出するとともに、3月10日発行の本会情報誌「Sports Japan」3月号及び臨時増刊号に掲載した。

また、本理事会会において暴力行為等根絶に向けた本会の対応として、新たに次の取り組みについて承認を得た。

- スポーツ界における暴力行為根絶宣言の発出について、本会、JOC及び日本障害者スポーツ協会等が連携し、スポーツ界として暴力行為根絶宣言を作成し、各団体及び加盟団体を通じて、暴力行為根絶宣言の普及・啓発活動を実施する。

そのため、宣言作成委員会等の設置及び委員の人選については、張会長と相談の結果、委員会名は「スポーツ界における暴力行為根絶に向けた宣言文作成委員会」、委員は16名で構成することとし、去る3月18日に第1回目の委員会を開催し、宣言文の表題は「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」とする。

- スポーツ界に暴力行為根絶に関する研修会・シンポジウム等の開催は、本会、JOC及び日本障害者スポーツ協会等が連携し、暴力行為根絶に関する研修会・シンポジウム等を開催する。
なお、この取り組みについては、来る4月25日に日本青年館大ホールにおいて、「スポーツ界における暴力行為根絶に向けて（仮題）」をテーマとして、1時間程度の「基調講演」と1時間半程度の「シンポジウム」を行い、「集い」の最後には、「暴力行為根絶宣言」の採択を行う計画としている。
参加者は、公認スポーツ指導者をはじめ、中央競技団体、都道府県体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、中体連・高体連の役員、アスリートなどの関係者を対象に各主催団体を通して募集する。
- 本会の倫理委員会の下に、スポーツ界における暴力行為等相談窓口を設置する。

「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」については、設置規程（案）を説明。これを諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。なお、設置規程の施行は本日付とした。

第5号 「21世紀の国体像～国体ムーブメントの推進～」の策定について
(泉常務理事)

国民体育大会委員会では、平成22年度に「国体活性化プロジェクト」を編成し、今後の国体改革について検討を重ね、昨年6月、「国体活性化プロジェクト中間報告」を公表した。

その後、都道府県体育協会、中央競技団体、開催県等の関係機関・団体等に対する説明会及び意見聴取を実施し、「21世紀の国体像～国体ムーブメントの推進～」として取りまとめ、3月7日に開催した国体委員会を経て、3月13日開催の第6回理事会へ付議し、承認された。

「I. これまでの国体改革の取組み」は、2003年以降の国体改革の取組みについて、その達成状況と今後の課題を整理した。

「Ⅱ. 国体を取り巻く社会情勢の変化とスポーツ界の動向」、「2 スポーツ界の動向」では、現在見直しが行われている「21世紀の国民スポーツ推進方策2013」において検討されている内容、「3 スポーツ宣言日本」で示された21世紀における新しいスポーツの社会的使命について、スポーツ界の動向として注目した。

「Ⅲ. 21世紀の国体像～国体ムーブメントの推進～」は、今後の国体を開催していく上での骨格となる内容を記載し、そのキーワードとして、「国体ムーブメントの推進」を掲げた。「国体ムーブメント」とは、国体の開催を中心とする国体に関連した全ての諸事業を通して、国体の果たす意義や価値を多くの人々に伝え、理解を深める取組みを展開していく運動であり、普遍的・恒久的に推進していくものとしている。

今後、「国体ムーブメント」の積極的な展開を通して「21世紀の国体像」を実現することによって、国体が「スポーツ立国の実現」に向けた中心的な役割を果たし、さらには、21世紀における新しいスポーツの社会的使命の達成を目指していきたい。

「Ⅲ. 21世紀の国体像～国体ムーブメントの推進～」に示す「21世紀の国体の目指す方向性（コンセプト）」では、これからの国体の新たなコンセプトとして、

- (1)国体を通じた地域の活性化～「元気な日本社会」の創造～
- (2)国体を通じたスポーツ文化の浸透～スポーツとともにある社会の実現～
- (3)国体を通じたアスリートの発掘・育成・強化～地域から世界へ～の3つを掲げている。

「2. 目的・性格」については、現行の「国民体育大会開催基準要項」に定める目的と性格が、前述のコンセプトの内容を包含したものとなっていることから、この目的と性格を今後も踏襲する。

- 「3. 大会の位置付け」については、3つのコンセプトと関連した、
- ①各都道府県の郷土を代表する選手が競う国内最大・最高の総合スポーツ大会
 - ②国民のスポーツへの関心やスポーツの文化的価値への認識を高める大会
 - ③将来性豊かなアスリートの発掘・育成・強化を行う大会
- としている。

「4. 実施方法」については、これまで国体が、我が国のスポーツ振興に大きく寄与してきたことなどを踏まえ、当面、①毎年開催、②都道府県持回り開催、③都道府県対抗、④開催県のフルエントリーの4点を基本としている。

「Ⅳ. 国体の充実・活性化に向けた取組み」としては、国体の充実・活性

化を図るための中長期的な取組みについて記載している。

「1. 具体的な取組みの内容」では、(1)「国体ムーブメント」の積極的な展開、(2)少年種別（ジュニア世代）の充実、(3)各競技会の実施規模等の見直し、(4)冬季大会の活性化の4点に取り組むこととする。この取組みについては、平成35年の第78回大会を達成目標とし、今後、適宜ワーキンググループを設けるなどして、より詳細な内容やとり進め方法を検討していく。

特に、(1)「国体ムーブメント」の積極的な展開では、「21世紀の国体の目指す方向性（コンセプト）」を多くの人々に伝え、理解を深めるため、開催県や全国において、「国体ムーブメント」の取組みを積極的に展開していく。

「2. 引き続き検討が必要な事項」に示した取組みについては、今後、平成28(2016)年度を目途に検討結果をまとめることとしている。

特に、中間まとめにおいて提案していた「表彰制度の見直し」については、各方面から様々な意見が出されたことから、「国体活性化プロジェクト」において再度検討を重ね、当面、現行の「競技得点」方式による表彰制度を継続する。

表彰制度については、今後、現行の「競技得点」方式における課題を整理し、改めて見直しを検討する旨を説明。これを諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

今後、「21世紀の国体像」の実現に向けた「国体ムーブメント」の推進にあたっては、都道府県体育協会や中央競技団体、開催県等の関係機関・団体等と一層の連携を図って取り組む必要があることを併せて説明。

【臼井理事】

資料記載の「少年種別（ジュニア世代）の充実」については、既に各競技団体にて盛んに検討されているところではある。今回の案の中で、改めて記載されたことにより、世界で通用する選手を育てるという動きに対し、大きな弾みになると思われる。しかしこの案の中にも散見されるように、高校生と中学生がどうジョイントできるのか、そこにこそ大きなハードルが存在すると思われる。それを上手く都道府県体育協会やNF等で整理していこうとしたとき、高体連、中体連への根回しも含めたところで、日本体育協会がガバナンスを発揮していただき、その土壌づくりをお願いしたい。

【泉常務理事】

資料の中にも高体連、中体連との連絡会議を設置するといったことを記載している。例えばU-16のように、競技によっては高校生だけといったような区分、垣根というものがなくなってきている。そういう意味からも高体連、中体連としっかりとコラボレーションし、ワーキンググループ等を設置して、しっかりと対応していくこととしたい。

【横川理事】

21 世紀の国体像ということで非常に大きなビジョンとなっているが、現在の都道府県の仕組みが大きく変更される、例えば道州制の問題が一方で議論されているところがあるが、そのような基本的なシステムが大きく変更されるようなケースが生じた場合は、別の話として国体のあり方を議論されるという理解でよい。

【泉常務】

資料記載のとおり道州制に対しては、その動向を注視していくようにしている。開催地をはじめとした各種関係機関等との調整が必要なため、この改革は 10 年先の改革となっており、できることはすぐやるというスタンスであるが、全てを実行するのは 10 年先である。この間、県の枠組みが変わるといったことも想定されているが、このような点に関しては臨機応変に対応していきたいと考えている。

【横嶋理事】

資料記載の実施方法について、「①毎年開催」というのは良くわかるが、少年種別の充実や女子種別の充実等、様々な改革を考えていくことになるが、ネックになるのは 2003 の改革の折に参加選手が制限されたということである。当然、充実するということはどこかにしわ寄せが来るということでもあり、ここでいう毎年開催というのは、国体だけでなく、開催競技が毎年開催されるということを考えていただきたい。

【泉常務】

そういった点についても、本プロジェクトにおいて検討は重ねられてきた。今回設置したプロジェクトはここで終了となるが、次回以降のプロジェクト立ち上げに際し、頂いた意見については検討事項として引き継ぎしたい。

【大野理事】

この改革はこれから始まると私は考えている。少年種別を何とかしよう、女性の種目を何とかしよう、都道府県の参加種目をバランスがとれるようにしようと考えていったとき、これまで進んでいた方向と逆行することが出てくる。国体の枠が膨らんでいったとき、本当に膨らませることができるのかといったような具体的な案を議論していくと揉めることも想定される。総論としてこれからこの改革を実行するため考えられていくと思うが、改革の具体案等については、加盟団体に対し情報提供をお願いしたい。

第 6 号 「国民体育大会競技運営部会規程」の改定について

(泉常務理事)

競技団体からの部会員については、第 3 条第 2 項で「本会加盟団体及び(財)日本高等学校体育連盟」から各 1 名を選出する。さらに、第 2 条には「国体における競技運営についての専門事項を審議する」としているため、「本会加盟競技団体のうち国体の実施競技(正式競技及び公開

競技) 団体」に記述を修正する。

また、全国高等学校体育連盟が公益財団法人に移行していることから、名称を変更する旨を諮り、原案通り出席理事全員一致で可決された。

第7号 評議員候補者の推薦について (岡崎専務理事)

本会の学識経験評議員については、「評議員及び役員選任規則」第2条(2)により「理事会が推薦する学識経験評議員14名以内」を置くこととしている。

この度、学識経験評議員のうち、松本好雄評議員から日本馬主協会連合会会長退任に伴い、本会評議員を退任する旨の届出があった。

については、後任評議員について森保彦氏を学識経験評議員候補者として、評議員選定委員会に対し推薦したい旨を説明。これを諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第8号 事務局長及び事務局管理監の任命について

(岡崎専務理事)

平成23年度に公益財団法人として新たにスタートした際、事務局長に加え、事務局長代理を特別職として位置づけ、事務局職員から、登用した。

本年度、平成25年度は、公益財団法人への移行後、初めての役員改選にあたり、また、「スポーツ宣言日本」に示された「スポーツの使命」の達成を目指し、スポーツの推進に本格的に取り組み始める年でもあり、本会運営の中核となる事務局体制については、今まで以上に強化を図る必要がある。そのため、事務局の要である事務局長については、引き続き内部登用を行うことと併せ、事務局長を補佐し、効率的な事務局運営を図るために、事務局管理監の役職を新たに設け、事務局職員から登用した。

このことから、事務局長には川島雄二事務局長代理、事務局管理監には川口三三夫事務局長を任命することについて説明、これを諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第9号 事務局機構及び関連諸規程の変更について

(川口事務局長)

本会では、「スポーツ宣言日本 ～21世紀のスポーツの使命～」の達成を目指した各種事業を推進する必要がある。そのため、事業推進の中核となる事務局体制の充実・強化を図ることを目的に、事務局機構及び

関連諸規程を以下の通りとしたい。

第 2 条及び第 3 条の事務局機構は、これまでの 5 部 1 室の体制に変更はないが、総合型クラブの創設・支援及びスポーツ少年団の育成を主な事業としているスポーツ振興部を、「地域スポーツ推進部」とした。また、スポーツ推進部のうち、これまでのスポーツ課を「国内課」とした。

これにより、第 10 条のスポーツ課も「国内課」、第 13 条 (15) のスポーツ振興部も「地域スポーツ推進部」とする。

第 21 条では、現行の役職と身分の区分を併記していたものを改めて整理し、特別職の身分の部分は「参事」に修正した。第 23 条の役職は、スポーツを推進する上で、事務局の充実と強化を図る観点から、事務局長及び事務局長代理以外の重要な職員として、「事務局管理監」を新たに設けることとし、「事務局管理監」は、「参事の中から任命することができる」と定めた。これにより、関係する条文においても「事務局管理監」を追加している旨を説明。これを諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

報告事項

1. 会務関係

(1)2012 年度ミズノスポーツメントール賞について

(岡崎専務理事)

優秀なスポーツ指導者を顕彰するために、平成 2 年にミズノスポーツ振興財団の尽力により制定された本賞は、日本体育協会及び J O C が共催者となり、今回で 23 回目を迎える。本会から推薦した 6 名 (スポーツメントール賞シルバー 1 名、スポーツメントール賞 5 名) が優秀指導者として選考され、表彰式が 4 月 28 日にグランドプリンスホテル新高輪にて行われる旨を報告。

(2)日本トランポリン協会の解散について

(岡崎専務理事)

社団法人日本トランポリン協会から 2 月 6 日付けで文書が提出され、以下の理由により、平成 24 年 3 月に開催された同協会総会において、現協会を解散し日本体操協会への編入等が承認されたことから、本年 3 月 31 日をもって同協会は解散し、4 月 1 日以降、財団法人日本体操協会の一員として活動する旨の届出があった。

・オリンピック、世界選手権大会や国際体操連盟が主催する大

会等への参加に際しては、日本体操協会傘下団体の形態を取っており、出場するための選手登録、審判員登録、コーチ登録についても、日本体操協会の選手・役員として国際体操連盟に登録を行っていること。

- ・協会の財政については、現在、年間の執行額の2分の1以上が、日本体操協会を通じた補助金に依存していること。

解散にかかわる各種手続き等については、同協会において既に取り進められており、同協会が本会加盟団体であることから、本会加盟団体規程に則り、このたびの解散にともなう脱退の手続きに関しても、併せて取り進める旨を報告。

なお、本件については、来る3月27日開催の臨時評議員会にも報告する。

2. 国民体育大会関係

(1) 第68回国民体育大会冬季大会の終了について

(泉常務理事)

スケート・アイスホッケー競技会は、去る1月26日から2月1日までの7日間、東京都・渋谷区、江戸川区、東大和市、西東京市及び東日本大震災復興支援の取り組みとして福島県・郡山市で開催された。

大会には、44都道府県から選手・監督1,396名、本部役員308名の合計1,704名が参加した。

スケート競技会のフィギュアスケート種目には、織田信成選手や鈴木明子選手らオリンピックが出場するなど、各競技における強化指定選手や国際大会への出場実績のあるアスリートの参加を得て、随所に熱戦が繰り上げられた。

競技成績は資料のとおり、スケート競技会では男女総合成績において北海道が8年連続51回目の優勝を、女子総合成績においても北海道が2年ぶり25回目の優勝を果たし、また、アイスホッケー競技会では、北海道が2年ぶり29回目の総合優勝を果たした。なお、アイスホッケー競技会の少年男子決勝戦は、試合中に発生したリンクの不具合により試合は中止。更に成年男子の決勝戦もリンクコンディションが回復せず中止となり、各決勝戦に進んだチームが優勝となった。

スキー競技会は、2月16日から19日までの4日間、秋田県

の鹿角市で開催された。秋田県での開催は、平成 22 年の第 66 回大会以来、2 年ぶり 7 回目であり、全国から選手・監督 1,479 名、本部役員 310 名の合計 1,789 名が参加した。

大会には、過去 3 大会連続でオリンピックに出場している高橋大斗選手が秋田県代表として参加したほか、前回大会に引き続き、オリンピックで複合団体戦の金メダルを獲得した荻原健司選手が、長野県代表として参加するなど、各年代のナショナルチームメンバーや話題性のある選手が多数参加し、天候にも恵まれ、大会は成功裡に終了した。

競技成績は資料のとおり、男女総合成績では北海道が 2 年ぶり 55 回目の優勝を果たし、女子総合成績で秋田県が 4 年連続 5 回目の優勝を果たした。

なお、冬季大会におけるドーピング検査は、スキー・スケートの 2 競技を対象に、競技会検査を実施したが、陽性が疑われる事例はなかった。

冬季大会における企業協賛については、平成 20 年の第 63 回大会から実施しており、今回で 6 大会目となる。

スケート競技会には、フィギュアスケートに対して、株式会社セレスポより、また、アイスホッケー競技会には、ゼビオ株式会社、スキー競技会には、ジャイアントスラロームに対して、株式会社 I C I 石井スポーツ、株式会社セレスポより協賛いただいた。

また、本会国民スポーツ推進キャンペーン協賛各社には「国体パートナー」の位置付けにより、冬季大会開催・運営の全般にわたり、協力いただいた旨を報告。

(2) 第 70 回国民体育大会冬季大会の開催地（群馬県）について

（泉常務理事）

第 70 回国民体育大会冬季大会の開催地については、去る 1 月 16 日開催の第 5 回理事会において、群馬県に対し開催要請を行い、開催受諾書を受領したことを報告していた。

その後、1 月 23 日に本会岡崎専務理事、文部科学省杉浦競技スポーツ課長が群馬県大沢知事に開催決定書を届け、第 70 回国民体育大会冬季大会の開催県として決定した。

群馬県での冬季大会の開催は 8 年ぶり 8 度目となる旨を報告。

3. 第 11 回日韓青少年冬季スポーツ交流事業（派遣・受入）の終了について
（臼井理事）

派遣事業については、去る 1 月 21 日から 27 日までの 7 日間、臼井理事を団長に、4 競技 144 名の日本代表団を韓国に派遣し、氷上競技をソウル特別市、スキー競技を江原道において実施し、スポーツを通じて交流を深めた。

受入事業については、2 月 17 日から 23 日までの 7 日間、4 競技 156 名の韓国代表団が来日し、スキー競技は秋田県、氷上競技は北海道で受入を行い、秋田県体育協会、北海道体育協会及び関係競技団体の協力により、例年以上の大雪に見舞われ、練習の見合わせなどがあったにもかかわらず、成功裏に交流が行われた旨を報告。

4. 日本スポーツマスターズ 2014 埼玉大会の会期について

（不老理事）

平成 26 年開催の日本スポーツマスターズ 2014 大会の開催地については、平成 23 年度第 3 回理事会において、埼玉県に決定しているが、会期については、当該年に開催される第 69 回国民体育大会（長崎県）等と重複を避けることを念頭に、埼玉県と協議してきた。

その結果、平成 26 年 9 月 19 日（金）から 23 日（火）までの 5 日間で開催とし、水泳競技については、8 月 30 日（土）、31（日）の 2 日間、ゴルフ競技については、9 月 17 日（水）から 19 日（金）までの 3 日間で開催とした旨を報告。

5. 生涯スポーツ・体力づくり全国会議 2012 の終了について

（森副会長）

文部科学省をはじめとする 8 団体と開催県が主催している「生涯スポーツ・体力づくり全国会議」は、去る 1 月 25 日、「次世代に繋ぐ新たなスポーツ環境の創出に向けて ～地域におけるスポーツの推進～」を全体テーマに、宮崎市内のホテルを会場に、全国各地から約 700 名の参加を得て開催した。

全体会では、ロンドンオリンピック競泳ヘッドコーチの平井伯昌氏による「アスリートの育成とスポーツを通じた社会貢献」

をテーマとした基調講演、「スポーツ界における好循環の創出」をテーマとして、コーディネーターにNHKチーフアナウンサーの内山俊哉氏、シンポジストに日本中学校体育連盟事務局長の菊山直幸氏、地域総合スポーツ倶楽部ピポットフット理事長の桑田健秀氏、そしてシドニーオリンピック競泳代表選手の萩原智子氏の4者でシンポジウムを開催した。

また、午後からは、大学関係者をはじめ有識者による5つの分科会において、それぞれのテーマに沿った事例を発表し、活発な意見交換が行われるなど、成功裏に終了した旨を報告。

なお、本会は、「求められるスポーツ環境 ～魅力あるスポーツの場とは～」をテーマとする第1分科会を担当し、スポーツを行う際の子ども達の現状の問題点は何か、子ども達にとって魅力あるスポーツ環境を整備していくためにはどのような配慮が必要かなどについて、有意義な意見交換が行われた旨を併せて報告。

その他

(1) 東日本大震災復興支援にかかわる冠名称付与について

(川口事務局長)

東日本大震災の発生から2年が経過したが、被災地における大震災の爪後はあまりに大きく、被災地の復興までには多くの労力と長い年月を要し、そのためには、復興支援活動は長く取り組む必要がある。

これまで本会では、大震災からの復興を祈念し、被災された地域を支援するため、「日本体育協会及び加盟団体等諸事業における冠等の付与」について、「冠名称」を「東日本大震災復興支援」、「副題及びキャッチフレーズ」を「とどけよう スポーツの力を東北へ!」とし、本会諸事業の開催要項、大会プログラム、会場看板等作成物、報告書等々に明記するとともに、加盟団体に対しても協力を依頼してきた。

については、平成25年度の諸事業においても「日本体育協会及び加盟団体等諸事業における冠等の付与」について継続対応する旨を説明。

(2) 会議日程について

(川口事務局長)

平成 25 年度理事会及び評議員会開催日程について確認し、平成 25 年度第 1 回理事会は、4 月 17 日（水）14 時から本会にて開催することを確認し、それぞれ了承された。

また、本年度の臨時評議員会を 3 月 27 日（水）14 時からグラ
ンドプリンスホテル新高輪で開催すること、評議員会終了後、15
時 30 分から秩父宮スポーツ医・科賞表彰式、16 時 30 分から受賞
祝賀会を開催する旨を報告。

以上の諸報告をいずれも了承後、15 時 47 分に閉会。